

2 災害公営住宅の整備等プロジェクト

1 災害公営住宅の整備等に向けた全体方針

- 東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して、安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅の整備に向けて取り組みます。
- 一時提供住宅入居者に対する住宅再建に向けた助言等の支援に取り組みます。

【イメージ図】

一時提供住宅

(平成 26 年 10 月 17 日現在)

- ・雇用促進住宅：412 世帯
 - ・教職員住宅：2 世帯
 - ・民間借上げアパート：1,388 世帯
 - ・仮設住宅：165 世帯
- 合計 1,967 世帯



災害公営住宅(1,513戸建設予定)

集合住宅型 戸建型
1,367戸程度 146戸程度



住宅再建の支援

住宅再建に
向けた
助言等の支援



生活再建相談会開催の様様

(平成 25 年 10 月 12 日 会場：勿来)



(1) 住宅再建に向けた支援

被災し、一時提供住宅に入居している市民自らが住まいの確保ができるようファイナンシャル・プランナーによる無料のセミナー、相談会を実施するなど住宅再建を支援します。

① 実施内容

- セミナー (隔月・1箇所)
- 個別相談会 (隔月・2箇所)
- 戸別訪問相談 (必要に応じて)

② 専門家

ファイナンシャル・プランナー

(2) 災害公営住宅の整備

① 整備地区・整備戸数・入居予定時期

地区名等		整備予定 戸数	うち 集合住宅	うち 戸建住宅	入居予定時期 (目 標)
久之浜地区 (136 戸)	①久之浜	136 戸	120 戸	16 戸	集合 平成 27 年 2 月 戸建 平成 27 年 12 月
四倉地区 (151 戸)	②四倉	151 戸	130 戸	21 戸	集合 平成 26 年 7 月 戸建 平成 26 年 10 月 平成 26 年 10 月
平地区 (430 戸)	③北白土	50 戸	50 戸	0 戸	集合 平成 27 年 11 月
	④作町	45 戸	45 戸	0 戸	集合 平成 26 年 8 月
	⑤沼ノ内	40 戸	40 戸	0 戸	集合 平成 26 年 4 月
	⑥薄磯	103 戸	85 戸	18 戸	集合 平成 26 年 6 月 戸建 平成 26 年 10 月 平成 26 年 10 月
	⑦豊間	192 戸	168 戸	24 戸	集合 平成 26 年 6 月 戸建 平成 26 年 10 月 平成 26 年 10 月
内郷地区 (250 戸)	⑧内郷雇用促進住宅	250 戸	250 戸	0 戸	集合 平成 27 年 10 月 平成 28 年 3 月
常磐地区 (120 戸)	⑨常磐湯本	88 戸	75 戸	13 戸	集合 平成 28 年 1 月 戸建 平成 27 年 11 月
	⑩常磐関船	32 戸	32 戸	0 戸	集合 平成 26 年 3 月
小名浜地区 (189 戸)	⑪小名浜	189 戸	165 戸	24 戸	集合 平成 27 年 11 月 戸建 平成 27 年 11 月
勿来地区 (237 戸)	⑫佐糠第一	30 戸	30 戸	0 戸	集合 平成 27 年 10 月
	⑬佐糠第二	21 戸	21 戸	0 戸	集合 平成 27 年 10 月
	⑭錦町	64 戸	64 戸	0 戸	集合 平成 26 年 4 月
	⑮勿来四沢	50 戸	20 戸	30 戸	集合 平成 27 年 1 月 戸建 平成 27 年 12 月
	⑯勿来関田	72 戸	72 戸	0 戸	集合 平成 27 年 1 月
合 計		1,513 戸	1,367 戸	146 戸	

② 整備場所

- ・津波被災地区：地域コミュニティの回復等を考慮し、被災地に近接した場所
- ・内陸部：病院や学校に近い場所等、利便性を考慮した場所

③ 住宅の種類

被災者の安定した生活を一日でも早く確保するためには、まとまった数の災害公営住宅を早急に整備する必要があることから、集合住宅を基本として整備します。なお、戸建て住宅については、維持管理費が割高となるなどの課題があることから、地区間の格差が発生しないよう考慮し、全体整備戸数の1割程度を整備します。

④ 入居者募集方法及び決定方法

○ 入居者募集方法

ア 一斉募集（終了）

全地区の災害公営住宅の一斉入居申込み受付を、平成25年10月22日から12月24日まで、市役所本庁舎及び各支所で行いました。

イ 二次募集（終了）

空き住戸に係る二次募集を、平成26年5月12日から6月13日まで市役所本庁舎及び各支所経済土木課で行いました。

ウ 三次募集（終了）

空き住戸に係る三次募集を、平成26年8月21日から8月29日まで市役所本庁舎及び各支所経済土木課で行いました。

エ 定期募集

平成26年11月以降は、退去等による空き住戸があった場合について、毎月上旬頃、市役所本庁舎及び各支所経済土木課で定期募集の受付を実施します。

○ 入居者決定方法

「いわき市災害公営住宅入居選考基準」に基づき、入居者の選考を行います。

⑤ 一時提供住宅制度の延長要望

国及び県に対しては、災害公営住宅の整備が概ね完了する時期まで一時提供住宅制度を延長するよう要望します。

⑥ 家賃低廉化支援

被災者が災害公営住宅に入居する場合、入居者の家賃負担を軽減するため、災害公営住宅家賃低廉化事業及び東日本大震災特別家賃低減事業を実施します。

⑦ 市独自の災害公営住宅家賃減免等

被災者が災害公営住宅に入居する場合、仮設住宅等の一時提供住宅からの移行に係る負担軽減、早期の生活再建へ向けた支援及び低所得者の負担軽減を図ることを目的に市独自の減免を実施します。

(3) 応急仮設住宅等の共同利用施設維持管理費等への補助

応急仮設住宅等の入居者の自立支援を促進するため、応急仮設住宅等に居住する市民が利用する共同利用施設の維持管理等を行う自治会に対して、補助金を交付します。

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・ 災害公営住宅整備事業	復興交付金
	・ 災害公営住宅家賃低廉化事業	復興交付金
	・ 東日本大震災特別家賃低減事業	復興交付金
県	・ 恒久的な住宅対策の実施	県復興計画
市	・ 一時提供住宅入居者への生活再建のための相談支援	柱 1
	・ 応急仮設住宅等共同利用施設維持管理等事業費の補助	柱 1
	・ 災害公営住宅の整備	柱 1
	・ 災害公営住宅入居者の家賃減免等の支援	柱 1
	・ 災害公営住宅への移転費用の支援	柱 1

作町東団地



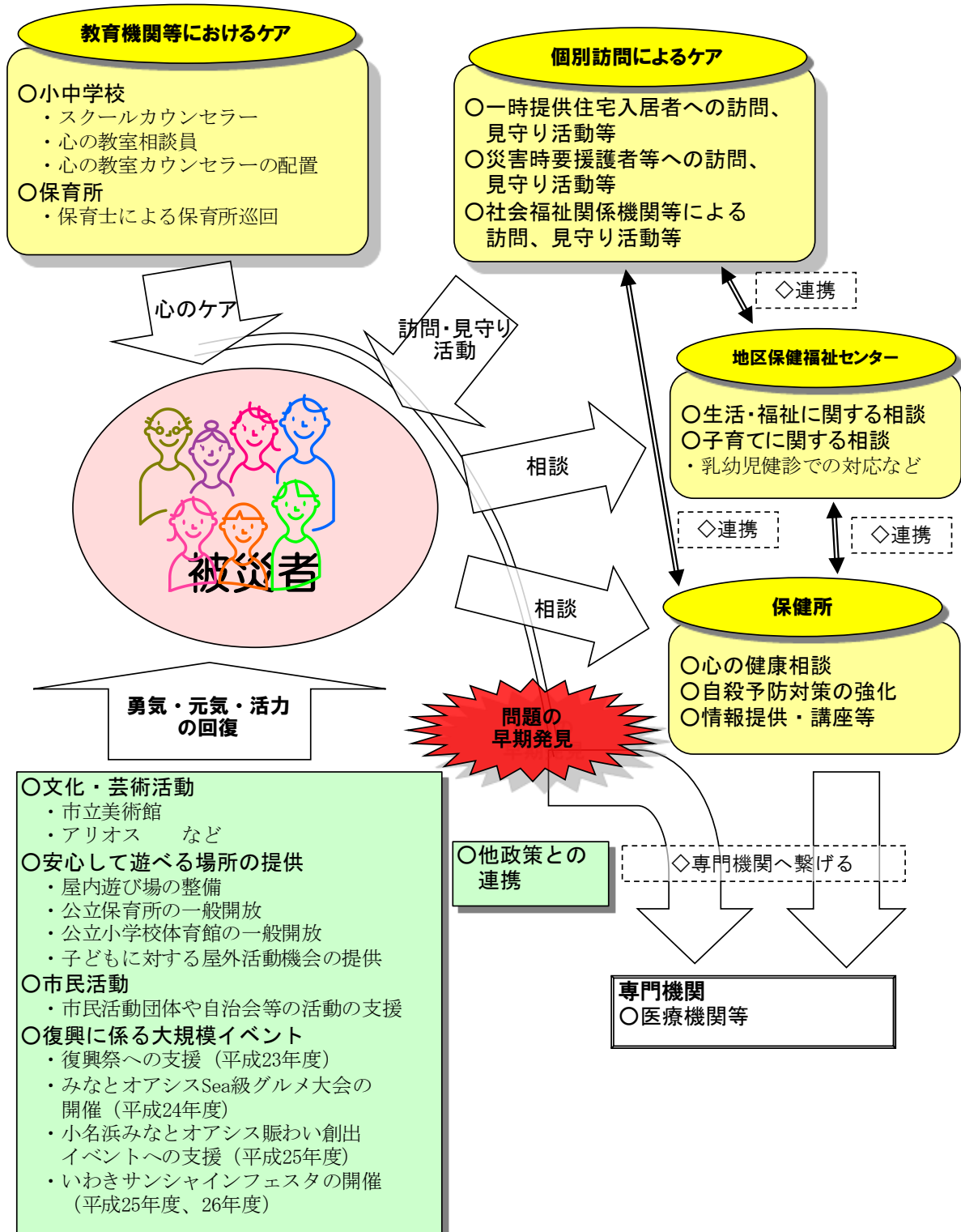
四倉南団地（戸建住宅）



3 心のケアプロジェクト

1 心のケアに向けた全体方針

- 震災に伴う心の傷を負った被災者の早期発見、対応を図ります。
- 専門機関と連携し、被災者の状況に応じた支援体制を整えます。
- 勇気、元気、活力の回復に繋がる取組みを実施し、心の傷を癒します。
- 関係団体と連携を図るとともに、役割分担しながら適切に対応します。



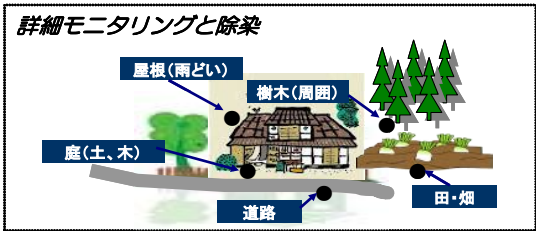
2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・被災者の心のケア支援事業	H23 第3次補正
県	・スクールカウンセラー等の派遣	県復興計画
	・被災者の心のケア	県復興計画
	・子どもの心のケア事業	県復興計画
市	・災害時要援護者等への見守り活動等	柱1
	・一時提供住宅入居者への訪問活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居高齢者への見守り活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居等障がい者への訪問活動の実施	柱1
	・一時提供住宅入居者等見守りサポートシステムの構築	柱1
	・スクールカウンセラー等による心のケア	柱2
	・幼稚園児の心のケア	柱2
	・体力向上に向けた取組みの推進	柱2
	・子どもに対する屋外活動機会の提供	柱2
	・安心して遊べる場所の提供	柱2
	・被災乳幼児と家族の心のケア	柱2
	・保育所児童の心のケア	柱2
	・自殺対策の強化	柱2
	・津波被災地域の高齢者に対する交流と健康づくりの場の提供	柱2
	・市民活動に対する活動費の助成	柱2
	・いわき市立美術館における文化・芸術活動の実施	柱2
	・いわき芸術文化交流館（アリオス）における芸術・文化活動の実施	柱2
	・復興に係る大規模イベントへの支援等	柱4

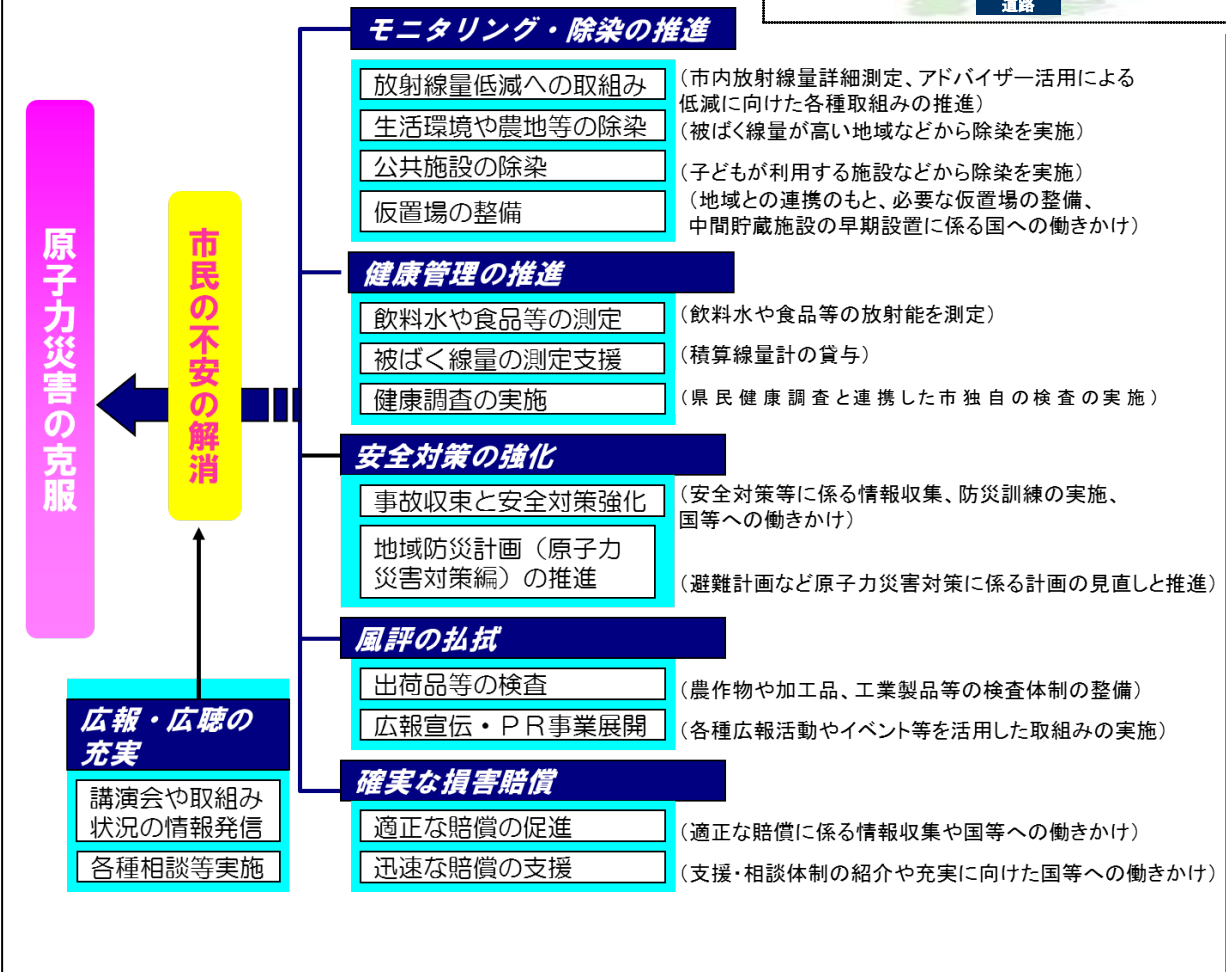
4 原子力災害対策プロジェクト

1 原子力災害対策に向けた全体方針

- 放射能に対する市民の不安を解消するため、モニタリングの充実・強化を図り、放射線量を低減させる除染を推進するとともに、市民の健康管理の取組みを推進します。
- また、一刻も早い原発事故の収束や、確実な安全対策に向けた取組みを強化し、全ての市民が安全で安心して暮らすことができる社会を目指します。
- 風評を払拭するため、市独自の農作物・商品等の検査体制を整備・強化するとともに、様々な事業・機会を活用して広報・PR事業を展開し、情報発信を実施します。
- 原発事故発生以来、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や営業損害などは計り知れないものがあることから、適正で迅速な損害賠償の実施に向けた取組みを展開します。



<原子力災害対策の全体像>



○参考「除染方法（例）」

（「市除染実施計画《第3版》」（平成26年10月改定）より）

除染対象	除染作業等	内容
住宅・宅地	家屋の除染	・雨樋等の清掃、洗浄
	コンクリート等の除染	・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄
	表土除去及び客土	・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は凡用品を用いた客土、圧密による原状回復
	草木除去	・常緑樹に対する枝打ち、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
保育施設、教育施設、公園等、公共施設、商業施設、事業所	建屋の洗浄	・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・雨樋等の清掃、洗浄
	アスファルト等の除染	・ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・側溝等の清掃、洗浄
	表土除去及び客土	・庭等における表土等の除去 ・現場保管の際の残土又は凡用品を用いた客土、圧密による原状回復 ・現場保管の際の残土による原状回復
	草木除去	・常緑樹に対する枝打ち、低木等の高圧洗浄 ・落葉の除去、除草
道路	路面洗浄等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄、高圧洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄、高圧洗浄
森林（生活圏）	枝打ち・落葉除去	・枝打ち ・落葉の除去、除草
農地（田畑（共通事項））	その他農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	水路等	・水路の清掃（汚泥の除去）、畦畔・農道の除草
農地（田畑（事故後耕作されていない農地に限る。））	表土除去及び客土	・表土等の除去、客土
	水による土壌攪拌・除去	・水による土壌攪拌・除去
	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化

「耕作されていない農地」における「表土除去及び客土」、「水による土壌攪拌・除去」、「反転耕・深耕」については、いずれか1つを選択します。

※第2版において記載されていた屋根に関する除染方法については、実証実験の結果、線量の低減効果あまり見られなかったことから、行わないこととします。

※なお、表中に記載されていない項目については、「除染関係ガイドライン」の内容を参照し、国・県・専門家の指導を受けながら、実施の方法等を検討します。

○参考「除染に係るスケジュール」

市除染実施計画《第3版》改定(平成26年10月)により次のようなスケジュールで除染に取り組んで参ります。

今後も、市内全域のきめ細やかなモニタリングの状況によって、スケジュールは弾力的に見直すこととします。

主な取組み		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
市内全域モニタリング	放射線量測定	放射線量測定マップの作成						
			データ更新(継続モニタリング)					
	優先順位等		整理	検証	検証	検証	検証	
優先北部4地区(5mSv/年以上、30キロ圏内を含む地区)の住宅・宅地、農地、森林(生活圏)の除染			除染の実施					
			除染効果を検証し、追加除染が必要な場合は随時検討					
子どもの生活空間(保育施設や教育施設、公園等)の除染			除染の実施					
			除染効果を検証し、追加の除染が必要な場合は適宜検討					
優先北部4地区以外の住宅・宅地、農地、森林(生活圏)、及び道路、公共施設(子どもの生活環境以外)、商業施設、事業所の除染			除染の実施					
			除染効果を検証し、追加の除染が必要な場合は適宜検討					

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・広域的な放射線量のモニタリング（モニタリングポスト・航空モニタリング等）	モニタリング [※] ・除染
	・除染の枠組み整備（財政負担や中間貯蔵施設の整備など廃棄物処理の手段、手法整理等）	モニタリング [※] ・除染
	・原子力災害対策の見直し（原子力災害対策指針など）	安全対策強化
	・原子力損害賠償に係る最終的な指針の策定	損害賠償
	・原子力損害賠償紛争解決センターの運営	損害賠償
県	・県内の放射線量のモニタリング（公共用水域、公共施設等）	モニタリング [※] ・除染
	・原子力災害に対する安全対策の強化	安全対策強化
	・市町村への放射能検査装置の貸与	健康管理推進
	・県民を対象とした県民健康調査の実施	健康管理推進
	・農作物や工業製品の放射能検査	風評払拭
	・県原子力損害賠償対策協議会（各種団体・市町村で構成）の運営	損害賠償
	・損害賠償に係る弁護士相談会の実施	損害賠償
市	・安定ヨウ素剤の配布	柱1
	・内部被ばく検査の実施	柱1
	・放射線スクリーニング検査の実施	柱1
	・市民に対する積算線量計の貸与	柱1
	・空間線量モニタリングの実施	柱1
	・市放射線量低減アドバイザーの設置	柱1
	・原子力災害に関する損害賠償請求の円滑化	柱1
	・原子力災害に対する安全対策の強化	柱2
	・放射線教育の充実	柱2
	・除染の実施	柱2
	・本市農林水産物の風評被害の払拭	柱4
	・観光分野における風評被害対策	柱4
	・農作物のモニタリング検査機器の配備	柱4
	・工業製品の残留放射線の測定	柱4
	・加工食品・自家消費作物等のモニタリング	柱4
・原子力災害に係る適正な賠償の請求	柱5	